

第2章 人権が尊重される社会の形成

人権は、誰もが生まれながらに持っている、人間が人間らしく生きていくための権利であり、性別、国籍、年齢、病気や障害などによる差別、偏見のない社会の実現が求められます。

配偶者等からの暴力、性暴力、ストーカー、セクシュアル・ハラスメント、売買春等は、その形態の如何を問わず男女平等参画社会の実現を阻害する要因です。これら加害行為は、極めて自己中心的な目的で行われることが少なくありません。一方、被害に遭った者は、恐怖や不安を与えられるばかりか、その身体やところに一生かかっても回復できない傷を受ける場合も多くみられます。深刻な人権侵害であるこれらの加害行為を防止し、人権を守るためには、行政はもちろん、都民、事業者、民間団体等が力を合わせて取り組まなければなりません。

また、暴力表現や配慮を欠いた性表現を防ぐなど、メディアにおける人権の尊重を確保することも重要です。

男性も女性も各人が、互いの特質を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ相手に対する思いやりをもつことは、男女平等参画社会形成の前提です。特に、妊娠・出産期の女性への支援や、近年急増している50歳代の男性の自殺などに対する対応が急務です。このようなことに配慮し、男女の生涯を通じた健康の支援のための対策を推進する必要があります。

(1) 男女平等参画を阻害する暴力への取組 配偶者等からの暴力の防止

< 考え方 >

現状・課題

配偶者暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、「配偶者」という親密な間柄において、家庭という人目に触れにくい場所で起こることから、長年、被害者の救済を困難にしてきました。

被害者の多くは女性です。配偶者暴力は、決して許されない行為であり、個人としての尊厳を傷つけるだけでなく、男女平等参画社会の実現を妨げるものです。

都では、配偶者暴力防止法*の施行に伴い、平成 14 年 4 月から東京ウィメンズプラザ及び東京都女性相談センターにおいて配偶者暴力相談支援センター業務を行っており、年間 1 万件近い相談を受け、600 件を超える一時保護を行っています。

さらに、配偶者暴力防止法施行後の被害の実態と関係機関の支援の現状を明らかにするために、平成 15 年度に調査を実施し、それをもとに、第二期東京都男女平等参画審議会において「配偶者暴力に関する被害実態の把握・分析及び対策について」幅広い観点から調査審議し、平成 16 年 7 月に今後の具体的な施策のあり方について提言がなされました。

また、平成 16 年の配偶者暴力防止法の改正により、被害者の保護や自立支援の充実等が図られるとともに、国の基本的な方針に即して、都道府県が基本計画を策定することとされました。

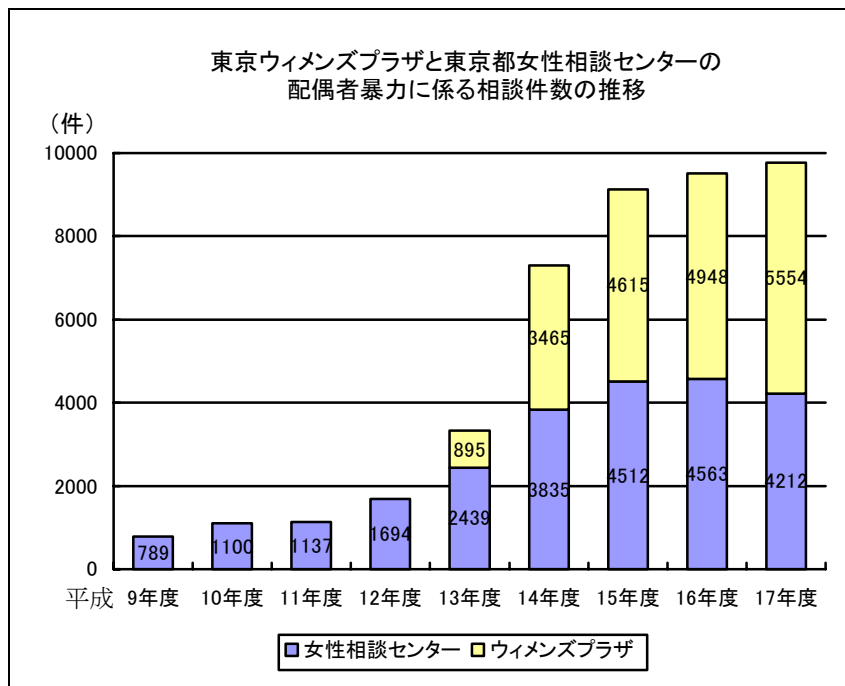
こうした流れを受け、都は、平成 18 年 3 月に「東京都配偶者暴力対策基本計画」を策定し、暴力の未然防止をはじめとして、被害者の相談から自立にいたる包括的な支援のための総合的な施策を示しました。

平成 17 年度の都の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は、9,766 件で、うち被害者本人からの相談は 7,694 件で 99%が女性の被害者からの相談です。

* 配偶者暴力防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）

（平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号、改正平成 16 年 6 月 2 日法律第 64 号）

配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護を図るための法律が制定され、この法律に基づき、各都道府県に「配偶者暴力相談支援センター」が置かれ、また、暴力をふるう配偶者から被害者を保護する「保護命令」の仕組みなどが設けられています。



東京ウィメンズプラザでは、平成 13 年度から「配偶者からの暴力」の項目で統計を取り始めました。
 東京都女性相談センターの平成 9 年から 10 年度は、「夫の暴力・酒乱」、11 年度から「配偶者からの暴力」となっています。
 資料：東京都生活文化局調べ

基本的方向

被害者の安全を確保し、本人の意思を尊重した継続的な支援を行うことが必要です。

暴力の背景を深く捉え、暴力の防止に社会全体で取り組む必要があります。

都及び区市町村等関係機関、民間団体が相互の連携の下に、それぞれの役割を果たして行く必要があります。

配偶者暴力がある家庭の子どもに対しては、関係機関等が連携し、適切に対応する必要があります。

配偶者暴力防止法における配偶者に該当しない恋人など交際相手等からの暴力に関する普及啓発及び支援を充実する必要があります。

配偶者暴力についての社会的認識を高めるための意識啓発等、防止対策を進める必要があります。

< 都に求める取組の方向 >

配偶者暴力は重大な人権侵害であるとの認識の下、未然防止を含めた

暴力の防止に向け、普及啓発を行い、早期発見などの対応方法や連携の仕組みづくりを進めます。

相談件数の増加、内容の複雑化に適切に対応できるよう相談機能の充実を図ります。

被害者やその子ども等の安全を確保し、被害者の状況やニーズに応じた一時保護を実施します。

被害者の自立生活再建を支援するため、その基盤となる住宅・就労の確保、被害者の子どものケアなど総合的な支援体制を整備する必要があります。

民間団体との連携も含め、都と区市町村等関係機関の連携と協力のために広域及び地域のネットワークの形成に向けて取り組みます。

被害者に接する職務関係者、その他の職員が適切に対応できるよう、人材を育成するとともに、苦情や意見に適切かつ迅速に対応する仕組みづくりを進めます。

暴力の防止と被害者の安全確保の観点から、配偶者暴力被害に関する調査研究や加害者に対する対策を進めます。

< 都民・事業者に求められる行動 >

民間団体等の特性や経験を活かし、被害者や子どもへの支援を進める必要があります。

性暴力・ストーカー等の防止

< 考え方 >

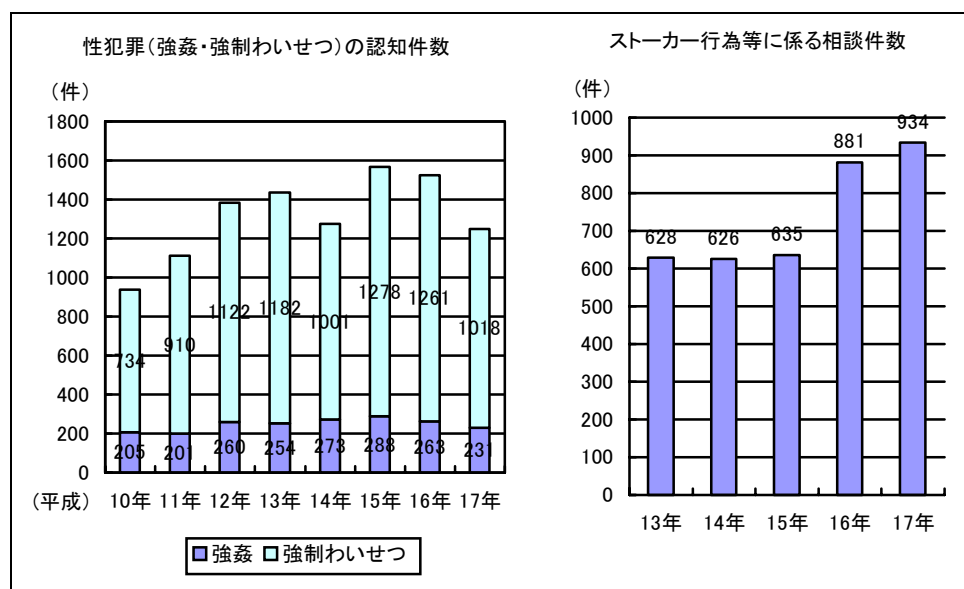
現状・課題

性犯罪は、特に女性の人権に深くかかわる社会的な問題です。被害者は暴力やストーカー行為により、身体的・精神的に大きな被害を受けるとともに、関係機関や第三者の不用意な発言によって精神的に大きな傷を負う場合も多くみられます。

都は、これまで女性警察官が被害者からの相談、事情聴取等に対応するなど被害者が相談しやすい環境づくりや被害者の立場に立った情報提供等の支援に取り組んできました。

また、平成 12 年 11 月に施行されたストーカー規制法*を適切に運用し、その防止を図っています。

警視庁に寄せられたストーカー行為等に係る相談件数は、年々増加する傾向がみられ、平成 17 年は 934 件で、被害者の約 90%が女性です。平成 16 年 7 月に住民基本台帳法が改正、施行され、ストーカーや配偶者暴力被害者の住民基本台帳の閲覧を制限することが可能となったため、制限を実施するための支援の要望が急増しています。



資料：警視庁「警視庁の統計」(各年)より作成

* ストーカー規制法 (ストーカー行為等の規制等に関する法律)

(平成 12 年 5 月 18 日法律第 81 号)

ストーカー行為等を処罰するなど必要な規制と、被害者に対する援助等を定めており、被害者をストーカー行為の被害から守るものです。

基本的方向

被害者に適切な支援を提供し、その苦痛を軽減できるよう、被害者が相談しやすい環境づくりや情報提供の方法の検討等、被害者の立場に配慮した対策を充実する必要があります。

ストーカー規制法を適切に運用し、被害者の立場に立った迅速かつ適切な対応・支援に努めることが必要です。

< 都に求める取組の方向 >

性暴力、ストーカー等による被害者に対する支援を充実します。

性犯罪等の防止と相談しやすい体制等の充実、被害者への配慮の徹底が必要です。

性犯罪・性暴力への対応と取締りの強化が必要です。

< 都民・事業者に求められる行動 >

性犯罪、ストーカー行為の防止は、重要な社会的課題であることの認識を深めることが求められます。

民間団体等は、その機能を活かし、被害者相談や被害者への支援を行うことが必要です。

セクシュアル・ハラスメントの防止

< 考え方 >

現状・課題

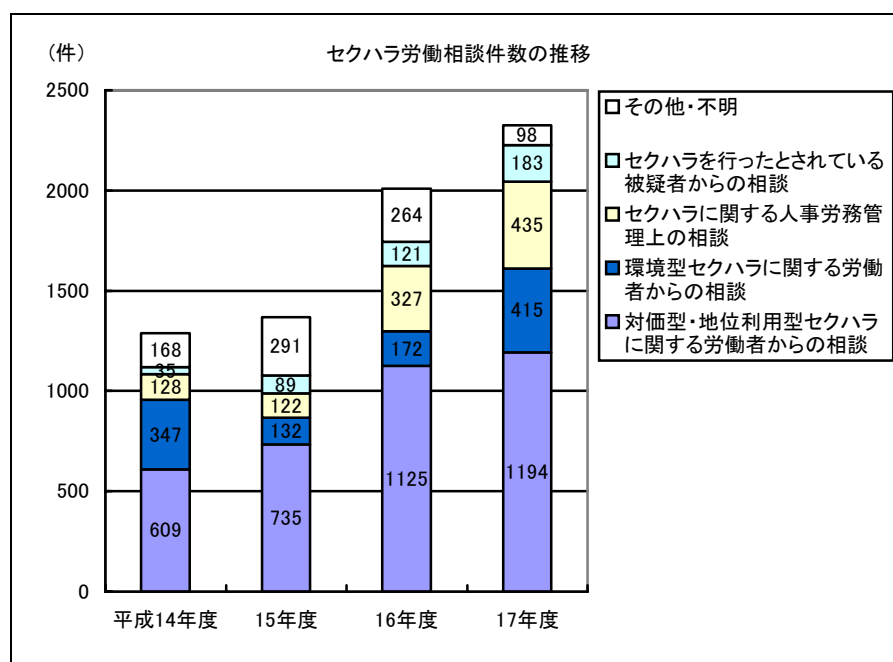
セクシュアル・ハラスメントは、対象となった個人としての名誉や尊厳を傷つけ、人権を侵害するだけでなく、能力の発揮を妨げるとともに、生活へ深刻な影響を与えるものです。これは社会的に許されない行為であり、一種の暴力です。加害者は、被害者側の不快な思いに気づかないことが多くみられます。

都は、男女平等参画基本条例第 14 条において、あらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントを禁止しています。

また、平成 19 年 4 月から施行される改正男女雇用機会均等法により、セクシュアル・ハラスメントの防止規定が女性だけでなく、男性に対するセクシュアル・ハラスメントも防止対策の対象とすることとなりました。

さらに、今回の改正では、事業主が行うセクシュアル・ハラスメント対策が「配慮義務」から「措置義務」になり、事業主が必ず防止措置を講じなければならない義務に変更されています。

東京都の労働相談からみると、セクシュアル・ハラスメントに関する労働相談は、平成 17 年度は 2,325 件であり、年々増加する傾向がみられ、その約半数が「対価型・地位利用型セクハラに関する労働者からの相談」です。



資料：東京都産業労働局「労働相談及びあっせんの概要」(平成 17 年度)

基本的方向

セクシュアル・ハラスメントは社会的に許されない行為であることを広く周知徹底するため、普及啓発や相談体制の充実など、セクシュアル・ハラスメント防止に向けて必要な対策を充実する必要があります。

雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントについては、男女雇用機会均等法等に基づき、事業者に対する周知徹底を強化する必要があります。

学校等の教育機関におけるセクシュアル・ハラスメントについてもその防止に向けて、体制を整備することが求められます。

< 都に求める取組の方向 >

雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するため、法令の周知や相談体制を整備します。

都におけるセクシュアル・ハラスメントの防止体制を整備するとともに、セクシュアル・ハラスメント行為を行った者については、厳正な措置を行います。

< 都民・事業者に求められる行動 >

各企業等においては、男女雇用機会均等法の改正の趣旨を踏まえ、セクシュアル・ハラスメントの防止対策を検討し、取組を強化するとともに、従業員に対して周知することが必要です。

相談しやすく、迅速かつ適切な対応ができる体制の整備を進める必要があります。

教育機関等においても、研修を実施するなど積極的な取組が望まれます。

(2) 生涯を通じた男女の健康支援

< 考え方 >

現状・課題

男性も女性も、互いに自分や相手の身体の機能や特徴の理解に努め、思いやりをもつとともに、男女がその健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるようにすることが重要です。

妊娠・出産期は、女性の健康にとっての大きな節目であり、安心して安全に子どもを産むことができるようにする必要があります。職場においても、母性保護の観点から妊娠中の女性に対する配慮が必要です。また、不妊に悩み、実際に不妊治療を受ける男女が増加していることから、その対策を推進する必要があります。

都の乳がんによる死亡率は非常に高く、全国でワースト1という状況が続いており、また、「地域保健・老人保健事業報告」(厚生労働省)による都の乳がん検診受診率は、他の道府県と比べて低い状況にあります。

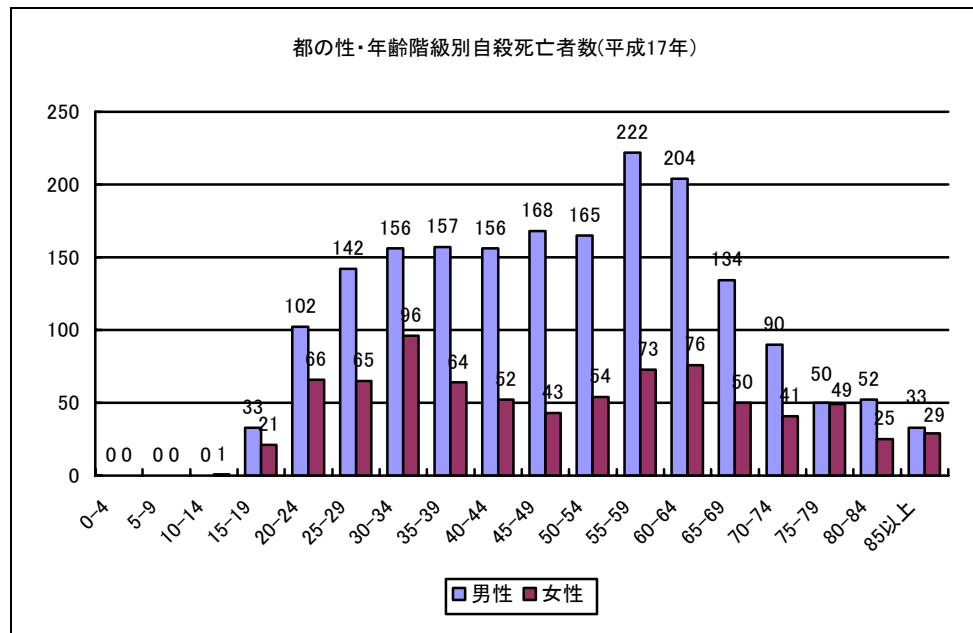
子宮がんの罹患率をみると、子宮頸がんは20歳代から30歳代で、子宮体がんはどの年代においても増加がみられます。子宮体がんは、特に50歳代から60歳代が多くなっています。

また、近年、若年層において、未熟な性意識や無責任な性行動がみられ、人工妊娠中絶や性感染症も依然として多い状況がみられます。

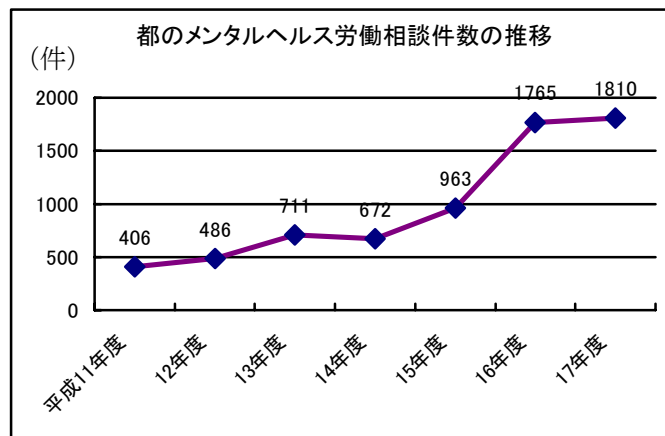
全国の自殺死亡者数は、平成10年以降毎年3万人を超えています。都では、約2,500人から2,800人で推移しており、性・年齢階級別の死亡者数で見ると50歳代男性がもっとも多く、全体の約2割を占めています。この年代の男性の自殺の原因・動機は、他の年代に比べ「経済・生活問題」が特に多くなっています。

(財)社会経済生産性本部メンタルヘルス研究所が実施した、「メンタルヘルスの取り組み」に関する企業アンケート調査では、最近3年間における「心の病」は6割以上の企業が「増加傾向」と回答しており、年齢別にみると「30歳代」に集中する傾向がより鮮明になっています。

現在の経済社会情勢の下、企業間競争の激化や人事労務管理の個別化が進み、労働時間は長短両極へ二分化する傾向があります。このため、現代社会では、長時間にわたる過重な労働が増加するなど、様々な原因で余裕が失われ、人々のストレスがこころや身体の不調となって現れていることが懸念されます。



資料:東京都福祉保健局「人口動態統計年報(平成17年)」



資料:東京都産業労働局「労働相談及びあっせんの概要(平成17年度)」

基本的方向

男性も女性も生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう支援する必要があります。

性感染症など性に関する知識の普及を図ることが大切です。特に、若年層に対して、発達段階に応じた適切な性教育を実施する必要があります。

女性に特有ながん(乳がん、子宮がん等)等を予防するため、正しい知識について普及を図る必要があります。

女性と男性の身体の仕組みの違いを考慮し、性と生殖の観点から、女

性・男性それぞれ特有の疾患やそのライフスタイルによって生じてくる様々な健康上の問題に、より積極的に取り組む必要があります。

こころの健康づくりを推進し、「上手な休養をとることができる人を増やす」ことが必要です。仕事と生活との調和を図る取組が求められます。

< 都に求める取組の方向 >

各年代に応じた健康支援を充実します。

若年層に対して、発達段階に応じた適切な性教育を実施します。なお、学校における性教育については、学習指導要領にのっとり、児童・生徒の発達段階を踏まえて行うよう、学校関係者に周知を図ることが必要です。

安心して子どもを産み育てることができるような母子保健医療体制を整備し、相談等の支援を行います。

医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる不妊治療に要する費用について、経済的負担の軽減を図ります。

早期発見、早期治療が大切な乳がん・子宮がんに関する正しい知識の普及啓発やがん検診受診率を向上させる取組が必要です。

女性特有の身体症状(疾患)やストレスなどによる心身の変調などを対象に女性の心身を総合的に診察する専用外来が必要です。

休養、ストレス対処及びうつに関する普及啓発を充実します。

うつなどを予防し早期対応するために、相談しやすく受診しやすい環境づくりを行います。

< 都民・事業者に求められる行動 >

出産・育児準備等への支援が必要です。

発達段階を踏まえた適切な性教育の実施が求められます。

医師、医療関係者は、性差に応じた健康支援や健康指導、母性保護等に十分な配慮が必要です。

事業所等においては、過重労働の削減に取り組むとともに、ストレスへの対処やうつなどのメンタルな病気の予防など、こころの健康づくりへの取組が必要です。

(3) 男女平等参画とメディア

< 考え方 >

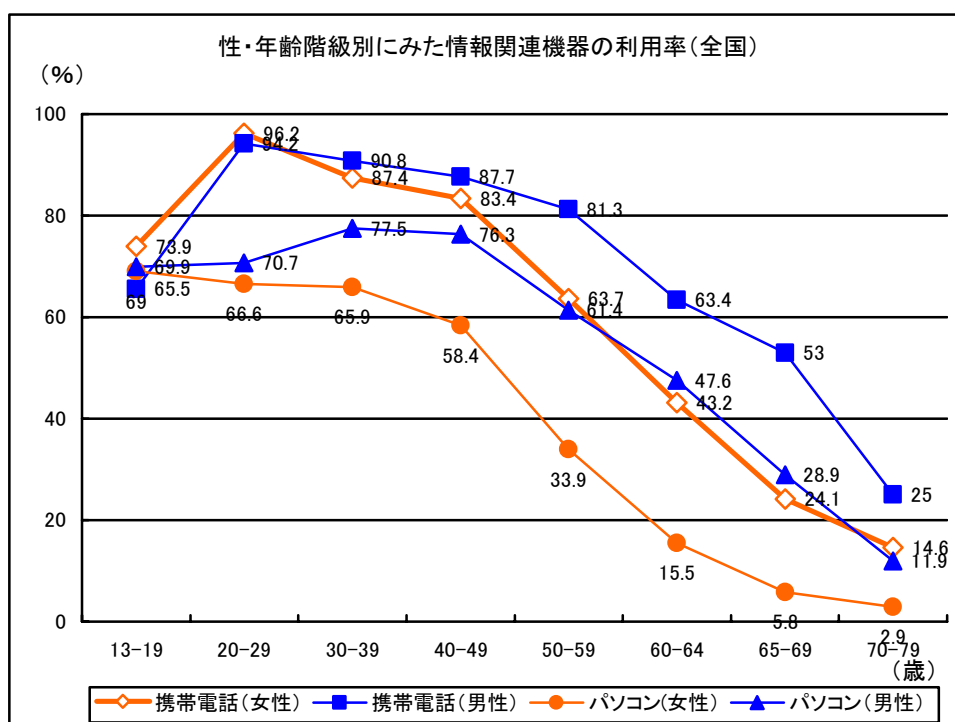
現状・課題

情報通信技術の急速な進展は、人々の意識やライフスタイルに大きな影響を与えています。特に、インターネットの普及は、情報収集や発信の点において大変優れており、男女平等参画に関する情報を伝達したり、平等参画意識を高めるのに有効です。

しかし、メディアの提供する情報の中には、性別役割分業に基づくステレオタイプの男女像や女性の性的側面のみを強調した内容の表現等も見受けられ、男女平等参画を阻害する要因の一つになっています。

表現の自由は尊重されるべきですが、表現される側の人権や性・暴力表現に接しない自由、マスメディアや公共空間において不快な表現に接しない自由にも十分な配慮を払う必要があります。

高度情報通信化が進展する中では、各人が情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力（メディア・リテラシー）の向上が求められます。



資料：総務省「通信利用動向調査（平成16年）」

基本的方向

都自らが、人権を尊重した表現に努めるとともに、メディア事業者自身による暴力や性表現の自粛など、自主的な取組を促すことが必要です。

人権侵害につながる性表現が青少年の男女平等参画についての認識を阻害しないよう有害情報を含むメディアの自主規制を促します。

情報の受け手側が、メディアを主体的に読み解き、メディアを使って自分の考えを表現していく能力の育成を図ることが重要です。

< 都に求める取組の方向 >

都が作成する広報・出版物等における性差別につながらない表現を促進します。

不健全図書類の区分販売を徹底します。

情報を発信する責任や情報モラル、情報リテラシーなどメディアへの対応能力を育成します。

< 都民・事業者に求められる行動 >

インターネット利用について、フィルタリングを利用したサービスの開発・提供などの環境の整備が求められます。

各メディアにおいては、倫理規定の遵守の徹底が必要です。